

公認大会開催に関する規則

公益社団法人 日本オリエンテーリング協会

1 総則

1.1 目的

この規則は、公益社団法人日本オリエンテーリング協会（以下「JOA」という）定款第4条（2）項に基づき、JOA 公認オリエンテーリング大会（以下「公認大会」という）について、必要な事項を定めるものである。

1.2 主旨

公認大会は「日本オリエンテーリング競技規則」に基づいて開催され、競技者の成績を JOA が認定し、記録する大会をいい、各人の努力目標を高めるとともに、オリエンテーリングの普及推進を図るものである。

1.3 基本原則

公認大会はすべての競技者に開かれたものでなければならない。ただし一部のクラスを非公開にすることができる。

2 カテゴリ

2.1 公認大会

公認大会は、競技形式により次のカテゴリに区分する。

(1) カテゴリ F（フォレスト）：

ロングディスタンス競技またはミドルディスタンス競技とする。地図は「国際オリエンテーリング地図図式（ISOM）」を適用する。

(2) カテゴリ S（スプリント）：

スプリント競技とする。地図は「国際スプリントオリエンテーリング地図図式（ISSprOM）」を適用する。

2.2 全日本大会

日本選手権クラスを設ける大会を全日本大会という。ロングディスタンス競技、ミドルディスタンス競技、スプリント競技およびリレー競技を対象とする。JOA の主催で原則として毎年度 1 回開催する。

日本選手権は、別途定める実施基準による。

3 開催

3.1 主催者

主催者は次の (1) ～ (4) のいずれかとする。

(1) JOA

- (2) JOA 加盟都道府県協会および団体（以下「正会員」という）
- (3) 正会員に所属するクラブ等の団体（以下「団体等」という）
- (4) JOA が開催を認めた団体

3.2 要件

公認大会は、JOA が認めた年度毎の公認大会開催計画によって開催される。

公認大会を開催するにあたり、以下の条件を満たさなければならない。

- 運営責任者および競技部門の主要部にイベント・ディレクタを配置すること。
- 運営とは独立したイベントアドバイザーを配置すること。イベントアドバイザーは JOA にイベントアドバイザー資格者として登録されていること。
- 普及を目的とするフィットネス O を併設することが望ましい。

3.3 公認料

JOA 以外の主催者は、所定の公認料を開催 1 週間前までに JOA にプログラムとともに納入しなければならない。金額は別途定める。

4 申請および承認

4.1 申請

JOA 以外の者が主催する場合、主催者は期限までに様式 1 の申請書を次のところへ提出しなければならない。他の都道府県を開催地とする場合は、その都道府県協会の同意書を添付しなければならない。

- (1) 正会員および JOA が認めた団体は JOA へ
- (2) 団体等は所属する正会員を経由して JOA へ

申請期限は、大会開催の 6 カ月前の月末とする。様式 1-2 により仮申請することにより、申請期限を 3 カ月前までに延長できる。

公認大会の申請に合わせて、様式 4 により全日本スプリント大会の申請を、様式 5 により全日本ミドルディスタンス大会の申請を行うことができる。

4.2 承認

JOA は、競技規則および関連規則等の適合性、ならびに大会としての妥当性を速やかに審査し、その可否を申請者に文書で通知する。承認された大会情報はすみやかに公表する。

4.3 イベントアドバイザーの任命

JOA は、主催者と協議してイベントアドバイザーを指名し、これを任命する。

4.4 報告書等の提出

主催者は大会終了後 1 カ月以内に様式 2 による報告書および成績表を JOA に提出しなければならない。

4.5 取消

公認大会の申請に虚偽があった場合、または 3.3 項に違反した場合等は、公認大会を

取り消し、以降開催を認めないことがある。

5 特典

5.1 出場者の特典

公認大会に出場した者は、次の特典を有する。

- (1) 成績が公式記録として認定される。
- (2) エリートクラス出場資格を得た者は登録され、公表される。

6 改正

この規則の改正は、競技委員会で改訂し理事会で承認する。

7 附則

平成 6 年 3 月 27 日 制定

令和 3 年 4 月 1 日 改正

令和 5 年 9 月 18 日 改正

令和 6 年 4 月 1 日 改正

別 表

公認大会の公認料

公益社団法人 日本オリエンテーリング協会

「公認大会開催に関する規則」3.3項に基づき、1競技会あたりの公認料を以下のように定める。

カテゴリ F	10,000 円
カテゴリ S	5,000 円

平成 19 年 5 月 26 日制定

令和 3 年 4 月 1 日改正